

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	7-5
許認可等の種類	クリーニング師免許証の訂正			
根拠法令条例等・条項	クリーニング業法施行令第1条第2項、クリーニング業法施行規則第8条			
許認可等の概要	クリーニング師免許証の訂正			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニング業法施行令 第一条(略)</li> <li>2 都道府県知事は、免許証の記載事項に変更を生じたクリーニング師から免許証の訂正の申請があつたときは、免許証を訂正して交付しなければならない。</li> <li>・クリーニング業法施行規則 第八条 クリーニング師は、その本籍又は氏名を変更したときは、十日以内に、免許証の訂正の申請を免許を与えた都道府県知事にしなければならない。</li> </ul>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			